

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

野付小学校 いじめ防止基本方針 (概要)

いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てます。全ての児童がいじめの不安や苦痛に悩まされることなく、安全かつ安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止や解消に組織的に取り組みます。

野付小学校 いじめ対策組織 の役割や活動

野付小学校いじめ対策委員会

〔構成員〕 校長、教頭、教務主任 指導部長、特別支援コーディネーター、養護教諭

〔活動〕 ア) 安心安全な学校学級風土づくり

イ) 教員のカウンセリング能力の向上研修の実施

ウ) いじめアンケートの実施、分析、公表

エ) 縦割り班活動の充実

オ) 生活リズムチェック（年2回実施）

カ) ソーシャルスキルトレーニング「こことし」の実施

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和6年度の本校の対策組織担当は、教頭です。

連絡先0153-86-2013（学校代表電話）

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話）	0120-3882-56	毎日24時間
（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 13～17時
北海道教育委員会の相談窓口	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
根室教育局教育相談電話（電話）	0153-23-2715	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター